

「水生生物保全に係る水質環境基準の項目追加について（第1次報告）」
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

・ 概要

平成23年11月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会「水生生物保全に係る水質環境基準の項目追加について（第1次報告案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・ 意見募集期間：平成23年12月13日（火）～平成24年1月13日（金）
- ・ 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- ・ 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

・ 意見の提出状況

意見提出者数：8団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	0
民間事業者	0
地方自治体	1
市民団体・その他の団体	1
個人	2
合 計	4

記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

意見の内訳（事務局で整理した意見数：11件）

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. はじめに | 0件 |
| 2. 基本的考え方 | |
| (1) 検討事項 | 0件 |
| (2) 水生生物保全環境基準及び要監視項目の選定の考え方 | 0件 |
| (3) 水生生物保全に係る水質目標の設定の考え方 | 3件 |
| 3. 検討結果 | |
| (1) 目標値 | 0件 |
| (2) 環境基準項目等の検討 | 3件 |
| 4. 測定方法 | 0件 |
| 5. 今後の課題 | 0件 |
| 6. おわりに | 0件 |
| 別紙1 ノニルフェノールの水質目標値の導出根拠 | 1件 |
| 別紙2 ノニルフェノールの検出状況 | 0件 |
| 別紙3 ノニルフェノールの測定方法 | 2件 |
| その他全体的な御意見 | 2件 |
| ・ お寄せいただいた意見とこれに対する考え方（案） | |

別紙のとおり。

「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について(第1次報告)」
 にお寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について

1. はじめに

意見なし

2. 基本的考え方

(1) 検討事項

意見なし

(2) 水生生物保全環境基準及び要監視項目の選定の考え方

意見なし

(3) 水生生物の保全に係る水質目標の設定の考え方

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	「安全係数」について、何のための安全係数が説明を加えた方が良い。	1	ご意見をふまえ、「個体差を考慮した安全係数」と修正いたします。
2	「生物の個体群への存続への影響が生じないレベルを確認し」とあるが、どのように確認したのか考え方等を明示すべきである。	1	「生物の個体群への存続への影響が生じないレベルの確認」については、(参考3)に示した試験法を用いて得られた「慢性影響を生じない濃度」を確認することとしております。 なお、影響内容、エンドポイント等については、(参考2)および(参考3)をご参照ください。
3	「このため全国的な環境管理施策を通じ…」とあるが、「このため」というのは何を指すのか。 1	1	「このため」は、「全国的に目標値を超過している地点があること」などその前段の段落の内容を示しております。なお、環境基準の選定の考え方については、「2.基本的考え方(2)水生生物保全環境基準及び要監視項目の選定の考え方」に記載のあるとおりです。

3. 検討結果

(1) 目標値

意見なし

(2) 環境基準項目等の検討

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
4	環境基準項目とすべきかどうかの判断は、淡水域については、冷水域の測定地点での検出値と冷水域に生息する生物に関する生物特A及び生物Aの目標値を比較し、温水域の測定地点での検出値と温水域に生息する生物に関する生物特B/生物Bの目標値とを比較すべきである。	1	現時点で、全国の公共用水域について、類型指定が全て完了しているわけではなく、各自治体で進捗状況も様々であります。したがって、ご意見の手法を用いると現時点で類型指定が未完了の水域のデータが全て棄却され、限られた水域の偏ったデータとなってしまうため、現行案のとおりといたします。 なお、公共用水域の類型指定については、より一層の推進を行い、全国全ての類型指定が完了した後は、ご指摘を踏まえ、評価方法について検討いたします。
5	淡水域の一般域(生物A)の基準値1 µg/Lと特別域(生物特A)の基準値0.6 µg/Lについては、基準値の値の差が小さいため数値を統一してはどうか。	1	淡水・海域とも、水生生物の産卵場及び感受性の高い幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域については、特別域という類型区分を設けております。基準値の導出にあたっては、参考1～参考7にあるとおり一定の考え方に則って、一般域と特別域各々基準値を導出していることから、統一すべきではないと考えます。
6	ノニルフェノール系界面活性剤よりも環境リスクが低い界面活性剤があれば、現状の汚染程度にかかわらず、ノニルフェノール系の使用をやめることが望まれる。	1	環境基準項目として位置づけ、今後適切な環境管理施策等を講じることにより、代替物質への移行等が促進され、公共用水域への排出は削減されるものと考えております。

4. 測定方法

意見なし

5. 今後の課題

意見なし

6. おわりに

意見なし

別紙1. ノニルフェノールの水質目標値の導出根拠

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
7	農薬の水生生物への影響試験ではトビケラ類を使用した方が、ミジンコ類よりも感度が高い。ノニルフェノール系物質では、トビケラ類にどのような影響を与えるか、また、同物質が共存する場合、他の内分泌系攪乱物質の作用にどのような影響を与えるかのデータを示されたい。	1	トビケラ類について信頼できるノニルフェノールの毒性情報は確認されていません。なお、ノニルフェノールの基準値導出にあたっては、「2.基本的考え方 (3)水生生物の保全に係る水質目標設定の考え方 2)目標値の導出方法」に記載の餌生物の考え方に基づいて、(参考3)生物への影響内容等を総合的に勘案することとしております。 本報告書は、ノニルフェノールの基準値を策定するための毒性評価であることから、複数の物質による複合影響については評価対象としていません。

別紙2. ノニルフェノールの検出状況

意見なし

別紙3. ノニルフェノールの測定方法

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
8	採水方法、特に採水瓶の材質や洗浄方法について記載がないので、注意点があれば測定方法に明記していただきたい。	1	採水瓶に係る注意点について、本測定方法の備考3に「測定方法に定めのない事項については、日本工業規格の定めるところによる」と記載しております。採水方法、採水容器については、日本工業規格K0094(工業用水・工場排水の試料採取方法)、K0450-20-10及びK0450-60-10に記載されております。 また、採水瓶の洗浄方法については、注4に記載しております。
9	分析に使用するサロゲート物質を取り扱う会社が非常に少ないので環境省から各社に協力依頼して欲しい。	1	現段階ではご意見のとおり、当該サロゲート物質を取り扱う会社は少ないですが、公定分析法に記載されることにより、今後試薬製造・販売会社における取り扱いが増えることが期待されます。 しかしながら、ご意見についての重要性は認識していますので、可能な範囲で試薬製造・販売会社に対し協力依頼させていただきます。

その他全体的な御意見

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
10	野外調査の結果があるのならば併せて公表すべきではないか。	1	水生生物の生息は、開発行為による生息場の消失等の多様な要因によって影響を受けることから、化学物質の生態系への影響の程度を実環境において定量的に分離・特定することは困難であり、調査方法を含めて検討中です。したがって、実環境水中でノニルフェノールが水生生物へ与える影響を分離・特定して確認できた調査結果はありません。なお、公共用水域におけるノニルフェノールの検出状況については、(別紙2)に示しております。
11	ノニルフェノール系物質の影響と食物連鎖で高位にある生物との関連を評価する手法の早急な確立が望まれる。	1	基準値の導出に当たっては、(参考6)にあるとおり、試験に用いた種とその他の種の感受性の相違(種差)を考慮しております。また、対象物質の蓄積性等も総合的に勘案し算出することとしております。